

令和7年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和7年11月11日（火） 14:00～15:30

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク顧問
森本 亨 千葉県弁護士会京葉支部
赤川 和 弘 船橋市医師会
河野 正 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
山本 誠 一 千葉県社会福祉士会
野口 友 子 船橋市障害者成年後見支援センター
小川 由美子 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
白鳥 敦 子 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター

オブザーバー 新井 達也 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 地域福祉課 忍足課長、 障害福祉課 日高課長補佐
生活支援課 山本課長、 保健所保健総務課 小森副主査
地域包括支援センター所長（東部・西部） ほか職員

事務局 地域包括ケア推進課 服部課長、鈴木課長補佐、板松課長補佐
國島係長 ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告
（2）第二期計画の策定について
（3）その他
3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ただ今より、令和7年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会につきましては「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」に基づき開催するもので、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理や、本市の権利擁護支援の方策について検討することを目的としております。

こちらの協議会は公開となりますので、ご了解の程お願いいたします。

（出欠席の確認、傍聴者の確認、事務局より資料、次第の確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づき、本来会長が議長となり、議事を整理することになっておりますが、本日は副会長の森本委員にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

2. 議事

（1）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告

○森本副会長

お話のあった経緯により、私森本の方で進行させていただきますが、佐藤会長がお見えになられたら交代という前提で進行させていただきます。

ただいまより、令和7年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

議題1である“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”について事務局よりご説明をお願いいたします

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

それでは議題1、“船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告”について説明をいたします。

船橋市成年後見制度利用促進基本計画については令和4年3月に策定が完了し、令和4年4月からの5か年計画となっております。

本計画で掲げている取り組みにつきましては、高齢者分野に限らず、障害者や生活困窮を抱える人など、幅広い対象者に対して各分野、各所属において権利擁護に係る各事業が実施されているところです。

船橋市では各分野における権利擁護支援の推進を一体的に行うため、船橋市権利擁護支援等推進協議会において、事業の進捗状況を報告し、より効果的な事業の実施に向けて提言していただき、更なる計画の推進を図るものとしております。

つきましては、令和6年度が終了し、今年で4年目を迎えることになり、これまでの実施状況をA3サイズの資料1「令和6年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画進捗確認シート」にまとめたところでございます。

関係各課から事業の実施状況をご説明させていただきますので、委員の皆様からご意見を頂戴出来ればと考えております。

よろしく願いいたします。

それではまず、地域包括ケア推進課から報告をさせていただきます。地域包括ケア推進課の報告につきましては事業数が多いため、お時間の兼ね合いから、中核機関をはじめとする主要な事業について報告させていただきます。説明がない事業におかれましても、委員のみなさまから希望がありましたらその部分の説明をいたしますので、おっしゃってください。

それでは、説明させていただきます。お願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 鈴木課長補佐）

それでは地域包括ケア推進課の実施状況について報告いたします。A3サイズの資料1をご確認ください。

こちらの進捗確認シートは船橋市成年後見制度利用促進基本計画の3つの基本方針からさらに施策へと枝分かれしているものでございまして、計画の具体的な取り組みに対応している事業を一覧にしたものです。

全てをお話しすることは時間の関係上難しいため、主要な事業をピックアップしてお話させていただきます。

まず、基本方針1「市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備」、施策は「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」、具体的な取り組みの(1)「広報啓発活動の推進」についてご説明いたします。

こちらの中では整理番号2「成年後見制度市民向け講演会」について説明いたします。

こちらの事業は一般市民向けに成年後見制度を知っていただくための講演会です。成年後見制度の正しい理解と普及啓発のため毎年実施しております。

令和6年度につきましては年2回、公民館の講堂で開催し計132名の方にご参加い

ただけました。市民の関心の高さが伺え、多くの方に講演を聞いていただけたことからA評価とさせていただきます、引き続き事業を継続してまいりたいと考えております。

続いて、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」(2) 相談支援体制の整備について説明いたします。

こちらの項目については整理番号5「中核機関による相談支援事業の実施」について説明させていただきます。

中核機関は令和4年度から市の直営として地域包括ケア推進課内に設置し、権利擁護の相談支援を行ってまいりました。市民からの成年後見制度等の相談に対応する他、地域包括支援センター等、医療や福祉の関係機関や、成年後見人等から相談を受ける2次相談の窓口として支援を行っております。

相談実績といたしましては、延べ件数170件、実件数154件となっております。令和5年度の延べ件数210件と比べますと相談件数は減っておりますが、一般市民、親族後見人や医療福祉関係者など、さまざまな方からご相談をお受けしております。

相談窓口として継続した相談支援を行うため、体制整備の検討や周知を行っていく必要性があることから、B評価とさせていただきました。

続いて、施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」の具体的な取り組みの(3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進についてです。

こちらについては整理番号12番、権利擁護支援定例会議、専門職相談の実施についてご説明いたします。

こちらは、事例の検討や専門職からアドバイスを受ける会議体を整備しているところです。現状は、主に地域包括支援センターの事例が多く、後見人の支援機能としてはこちらの会議体を十分に活用できていない状況です。間接的にはありますが、福祉関係者へのアドバイスを通して、後見人の支援につながる部分もあろうかと思っておりますので、チーム支援を支える機能として継続して実施していきたいと思っております。後見人の方々の利用が課題としてあることからB評価とさせていただきました。

続いて、資料1 1枚目の裏面をご覧ください。施策「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」の(4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用についてです。

こちらは整理番号17、「専門職や後見人等に向けた研修事業」について説明いたします。

令和6年度は医療福祉専門職向けに、精神科医による成年後見制度の利用に関する診察、本人の能力の評価をテーマにオンライン研修を行いました。

平日の夜に実施し、51名の方の参加がございました。医師やソーシャルワーカー、ケアマネ、地域包括支援センター職員など、さまざまな職種の方にご参加いただきました。アンケートの内容からも好評をいただけたのではないかと感じております。こちら

はA評価とし、今後も引き続き実施してまいりたいと思います。

続いて、施策「幅広い権利擁護支援における事業の展開」です。

こちらの項目では、判断能力低下に備えた自助による啓発の取り組みや、成年後見制度以外のさまざまな方策について推進していく項目で、エンディングノートの配付状況や成年後見制度の利用支援事業などを掲載しております。

具体的な取り組み（3）身寄りのない人への支援 整理番号25「居住支援事業」についてご説明いたします。

こちらは社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に対し、居住支援サービス事業に係る経費の一部を補助金として助成しているものです。火葬や家財整理等を行う身じまいサービスがございまして、令和6年度には1件の補助を行いました。こちらの事業につきましては、令和7年度より福祉政策課に事業が移行いたしましたので、地域包括ケア推進課としては令和6年度で終了としております。

続きまして（3）身寄りのない人への支援 整理番号26番 社会参加や地域で支える仕組みづくり。地域ケア会議のご説明をいたします。

船橋市における地域ケア会議は、個別ケア会議にて高齢者個人の支援会議を実施し、地域住民をはじめとする地域関係者が集まる“全体会議”で高齢者を支えるための地域づくり等の話し合いを実施しています。

実績としましては個別ケア会議98件、全体会議74件実施をしております。こちらのすべてが身寄りのない人への支援のため、というわけではありませんが、老々世帯。一人暮らし高齢者、身寄りがない人へ、適宜、見守りや支援、啓発活動を行う体制を取っているものとして、地域包括支援センターでも積極的に開催できているものと捉えて、A評価とさせていただきます。

見守りを含めた体制づくりとして重要な事業と考えており、引き続き事業を実施してまいります。

次に、基本方針2権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築施策、地域連携ネットワークの構築です。

具体的な取り組み（1）支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備について説明いたします。整理番号27番、権利擁護サポーター養成講座です。

こちらの事業は権利擁護支援の理解、啓発や地域での見守り活動等、権利擁護に携わる人材育成を目的とした講座を開催している事業です。

養成講座は年2回実施し、39名の方が修了いたしました。また、サポーターとなっている方に対して意思決定支援を主題としたフォローアップ研修を実施しており、令和6年度は49名の方にご参加いただきました。

養成講座、フォローアップ研修共に参加人数は増加しており、修了者の一部は日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の事務執行者につながることが出来ていることから、昨年度のB評価からA評価に変更いたしました。

それでは最後に資料1の2枚目をご覧ください。基本方針3、中核機関の設置と環境整備、具体的な取り組み(1)権利擁護支援における中核機関の設置、整理番号34番をご覧ください。

中核機関は令和4年度から社会福祉士2名体制で運営を行ってまいりました。まずは立ち上げというところで、相談支援も進め順調に事業を行ってきたと捉えておりますが、少人数であることから持続可能な体制へとなることに課題がございます。評価につきましては、まずは設置しスタートするということで令和5年度まではA評価とさせていただいていたところですが、運営の部分で課題も見え、今後の事業の広がりを考えていくとなるとまだまだ不十分であることからB評価とさせていただきました。

地域包括ケア推進課の報告は以上です。

○事務局(地域包括ケア推進課 板松課長補佐)

続きまして、地域福祉課から事業説明をお願いいたします。

○地域福祉課(忍足課長)

地域福祉課の忍足でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の1ページにお戻りください。整理番号10番 総合相談窓口の実施と、整理番号29番 地域に向けた啓発活動の実施についてご説明いたします。

いずれも地域福祉課が所管しております、保健と福祉の総合相談窓口さーくるについての項目となりまして、さーくるでは制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方の相談支援を行っております。

整理番号10番つきまして、令和6年度さーくるにおける支援実施延べ件数は33,665件となっております。こちらは電話相談、訪問、同行支援、面談等の件数ですが、令和5年度と比較して2,597件増加しております。令和5年度から重層的支援体制整備事業を開始し、さーくるはこれまで以上に訪問や同行支援を積極的に行っておりますので自己評価Aといたしました。昨年度さーくるが支援した方の中で、金銭管理に課題があり成年後見制度の利用を検討した方がいましたが、今後も地域包括ケア推進課や権利擁護サポートセンター等の関係機関と連携して支援を進めて参りたいと思います。

続きまして2ページをご覧ください。整理番号29番の地域に向けた啓発活動の実施についてです。

制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方が早期に相談に繋がるよう、地域に向けてさーくるの積極的な周知に努めているところです。令和6年度の実績といたしまして、

庁内の関係部署を対象とした庁内連絡調整会議を3回、主に地域の関係機関の方々を対象とした地域連絡調整会議を2回実施しました。

さーくるは地域ケア会議等の他部署の会議にも積極的に参加しておりますが、令和6年7月からは民生児童委員協議会のいくつかの地区の定例会にも参加させていただくこととなり、これまで以上に顔の見える関係の構築に努めております。そのため自己評価はAといたしました。

さーくるは令和7年6月30日に船橋商工会議所会館の1階に移転し、より適切な支援を実施できる環境を整えました。支援が必要な方が早期に相談に繋がるよう、今後も引き続きさーくるの周知を図り、権利擁護ネットワークの推進に努めてまいります。地域福祉課からは以上でございます。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

はい、ありがとうございました。つづきまして障害福祉課から説明をお願いします。

○障害福祉課（日高課長補佐）

障害福祉課の日高と申します。よろしくお願いいいたします。

整理番号8番、障害者成年後見支援センター事業についてご説明させていただきます。

本事業は船橋市援護の障害がある人・法人後見等の受託や船橋市援護の障害がある人及びその家族に対し成年後見制度を利用するにあたっての電話相談を行っております。

昨年度の相談件数は知的障害者4,785件、精神障害者2,879件、その他380件、合計8,044件を対応しております。対象者から成年後見制度に対する相談について対応することで、当該制度に関する相談支援体制に寄与しているものと考えA評価とさせていただきます。

つづきまして、整理番号14番、成年後見制度利用支援事業、報酬助成について説明させていただきます。

成年後見制度を利用する方のうち費用負担が困難な方に対し、成年後見等の報酬助成を行うことで障害福祉の増進を図る事業でございます。当市では3課に分かれて実施しておりますが、当課では精神障害を除く障害の方を対象として行いました。

昨年度、報酬助成件数20件となっており、これにつきましても評価はA評価とさせていただきます。今後引き続き適切な対応に努めてまいります。

つづきまして、整理番号23番、成年後見制度利用支援事業の市長申立てについて説明させていただきます。成年後見制度の利用が必要であるのにも関わらず、身寄りがいない等で申立てができない知的障害者の方に対し、市長申立てを行う事業でございます。

昨年度市長申立て件数は1件で保佐類型でございました。これにつきましてもA評価とさせていただきます。

つづきまして、整理番号28番、権利擁護に関する啓発活動の実施についてです。障

害者差別につきましてはホームページの掲載や、船橋市障害者差別解消支援地域協議会における事例の共有、障害及び障害のある方への理解を促進するための啓発活動に関する議論により、障害者差別解消の推進を図っております。

障害者虐待につきましてはホームページへの掲載、障害者虐待防止センターによる啓発活動や研修会を通じて、障害者虐待の防止啓発を図っております。昨年度障害者差別、虐待いづれにおいてもホームページに掲載したところでございます。

また、船橋市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催し、事例の共有、啓発活動に努めました。障害者虐待防止センターにおいて障害者虐待に関する民生児童委員協議会での啓発活動を23回実施。関係機関に向けた研修会を2回行っており、A評価とさせていただきます。

整理番号36番、障害者成年後見支援センター事業については、先ほどご説明させていただきました整理番号8番と同じ事業となり、実績についても同様に記載させていただきます。こちらの項目では、法人後見に関する視点となり、当課では本事業において困難事例等の法人後見を受託することで、成年後見制度の利用促進を図れていると考えております。こちらについてもA評価とさせていただきます。今後も引き続き、同様の事業を継続して参りたいと思っております。

障害福祉課からは以上となります。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。次に、生活支援課から事業説明をお願いします。

○生活支援課（山本課長）

生活支援課です。よろしくお願いたします。

生活支援課が実施している事業につきましては整理番号9番、生活困窮者自立支援の実施となっております。事業名としましては、船橋市生活保護受給者自立支援事業としまして、生活保護受給者において傷病や障害等によりまして日常生活、あるいは社会生活を営むうえで、何かしらの支障をきたしている方に対し、専門の自立支援相談員が面接や訪問等を通して様々な支援を行い、自立阻害要因を取り除くことを目的として行う事業であります。参加者の年齢や心身の状況、あるいは生活状況等によりまして、表内の下部①～③のように対象を分けて、事業内容と支援内容を記載しております。①日常生活自立に関する支援②社会生活自立に関する支援③就労自立に関する支援となっております。①に関しましては日常生活の費用がそろわない等、日常生活の支援が必要な方。②は①をクリアした方、日常生活が整った方に関しましては、社会のなかで自立していくために必要な支援。③に関しましては社会生活が営めるようになった方が仕事等に就いて、就労の自立をするための支援を行っております。

実績は表のとおりでございますが、令和5年度に比しまして参加者1割以上増えてお

り、実績に関しましても80%以上の方が目標を達成していることから、自己評価につきましてはA評価とさせていただきます。本事業につきましては引き続き、生活保護受給者が自分らしく生きるための支援として、継続していきたいと考えております。以上でございます。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。次に保健所保健総務課から事業説明をお願いいたします。

○保健総務課（小森副主査）

保健所保健総務課の小森と申します。よろしくをお願いいたします。保健所保健総務課から5つの事業説明をさせていただきます。

まず整理番号15番になります。こちら先ほど障害福祉課からご説明がありました、成年後見制度利用支援事業の報酬助成の部分で、精神障害者の方を対象としている事業となります。こちらに関しましては令和6年度の実績として36件の報酬助成をさせていただきました。令和5年度に比べて増加しており、今後も増加傾向がみられていることがありますので、引き続き成年後見制度が必要な精神障害者に向けて助成を行っていくと考えております。

つづきまして、整理番号24番になります。資料2枚目になります。こちらも成年後見制度利用支援事業の市長申立ての部分の精神障害者のほうになります。精神障害者の方、精神障害の疾患をお持ちの方で身寄りがいない当事者に対し、成年後見制度の市長申立てを行っている事業になります。

令和6年度申立ての件数は2件となっております。類型の方はいずれも後見類型となっております。また、令和7年度すでに3件申立ての準備をしております、4件目の相談を受けることになっており今後も増加傾向が見られております。こちらの事業につきましては、引き続き成年後見制度の必要な精神障害者に向けて事業を行っていく予定でございます。

つづきまして、整理番号30番になります。こちらは地域に向けた啓発活動の実施になります。この事業に関しましては毎年行っている事業であり、地域で精神障害者を支援する民生委員の方や障害福祉従事者等を対象に普及啓発講演会を実施しております。令和6年度は「うつ状態を知る～支援者が知っておきたい手当と周囲の大切さ～」をテーマに実施しました。45名の参加をいただきました。多くの支援者に対してうつ状態に対する理解を深める機会となっています。こちらの事業に関しましても引き続き行っていくと考えております。

最後になります、整理番号31番になります。こちらは新設させていただいた事業でございます、地域に向けた啓発活動の実施となります。こちらの事業は心のサポーター養成講座と言われているものになります。

精神障害の方に対しましては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という事業を行っており、これは精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・普及啓発等が包括的に確保されたシステムを指しております。その中の普及啓発の一環として心のサポーター養成講座を実施しております。

こちらの心のサポーター養成講座ですけれども、メンタルヘルスやうつ病、不安等精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対して傾聴を中心とした支援者を養成するのが心のサポーター養成講座になっております。令和5年度は国からのモデル事業で実施しまして、本格的に実施をしたのは令和6年度になります。令和6年度は2回実施し、1回目は市役所職員を対象に行い養成人数は183名です。2回目は市民、民生委員の方を対象に実施し137名が講座を受けていただいております。市として年間目標を400人に設定をしておりましたが、令和6年度に関しましては320人の実施にとどまりましたので、自己評価B評価とさせていただきます。

また、今年度12月16日火曜日に市民・民生委員の方を対象に心のサポーター養成講座の実施を予定しております。令和8年2月には市職員向けに実施する予定となっております。こちらの事業につきましては今後も継続して行っていこうと考えております。保健総務課からは以上となります。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

ありがとうございました。議題1 船橋市成年後見制度利用促進基本計画の事業評価報告の説明は以上になります。森本副会長よろしく願いいたします。

○森本副会長

ありがとうございます。議題1について市の関係各課から説明いただきました。事業の内1つは所管が福祉政策課に変わって終了となっておりますが、他は基本的に継続ということなので今後も積極的に進めていただきたいと思います。

先ほどの報告のあった評価内容やその他についてご質問、ご意見をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○森本副会長

佐藤会長は今到着されましたが、今までの説明の内容を聞いておられたわけではないので、議題1については私の方で引き続き進行させていただきます。

ご質問ご意見いかがでしょうか。

では、私から。評価について、令和5年度はBであったが令和6年度Aとなったものも比較的多いかと思いました。その中で資料1の3ページ整理番号34番、中核機関の

設置運営について、A評価からB評価になったところです。これは、運営について出来ていなかった部分が令和5年と比べてあるという事なのか、それとも人員の体制について課題としてあったものが、顕著になってきたためB評価にしているのか、これはどちらですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

ご指摘いただいた点の両方と考えております。国から示されていた「小さく生んで大きく育てる」という考えのもと、令和4年に中核機関をまず設置し、協議会などの会議体や付随する事業の拡大を行い、相談件数も一定程度あったため、順調に経過していると判断し令和4年度、令和5年度はA評価とさせていただいております。

ただ、昨年度の協議会やこれまでの経過のなか、少人数体制でやっている点が不十分であるとのこと指摘をいただいております。また、現在協議されている民法改正や、地域共生社会の在り方検討委員会等で色々な方向性が打ち出されていくなか、今の体制のままでは不十分であり、今後の体制について検討する必要があるためB評価とさせていただいております。

○森本副会長

ありがとうございます。いま実働にあたっている社会福祉士2名は、出来る範囲で最大限非常に頑張っている事はすごく感じるのですが、お二方のしたことについてA評価からB評価になったというふうには全く私は考えていません。

過去ご指摘いただいていたとおり、今後の運営を持続可能にやっていくためには2人で全体の事務局機能と司令塔機能、相談事業、人材育成を行うのは現実的に無理じゃないかと思うことがあります。中核機関の在り方自体も、次期計画の中で考えていく必要があると考えております。

ご質問、ご意見どちらでも構わないですがいかがでしょうか。

○小川委員

コスモス成年後見サポートセンターの小川です。よろしくお願いたします。

質問させていただきたいのが、障害福祉課の整理番号8番です。

相談件数が8,044件ということで、年間の数字だと思いますが、大変大きな数字でご苦勞されているかと思えます。これは何人程で対応されているのでしょうか。

また、この相談件数に対して、身寄りのない方等で市長申立てをされた件数が1件ということですが、必要な申立てというのがこの1件で足りているのかという点をお聞きしたいと思います。

○障害福祉課（山本）

障害福祉課の山本と申します。よろしくお願いたします。私の方から回答させていただきます。

まず、ご質問いただきました障害者成年後見支援センター事業の体制ですが、市から委託業務としてPACガーディアンズに事業を委託させていただいており、人員体制は正規職員2名、非常勤職員2名という形で対応させていただいております。

また、市長申立ての件数が足りているのかについてですが、市長申立てにつきましては、PACガーディアンズをはじめ、障害者総合相談窓口などその他様々な相談機関と連携しながら必要なケースについて検討し、市長申立ての該当数としているところですので、適正な件数と考えております。

○小川委員

ありがとうございます。市長申立ては1件ということですが、相談件数8,044件のうち後見制度利用に繋がる割合を教えてくださいと思います。

○野口委員

障害者成年後見支援センターPACガーディアンズの野口です。

この件数は後見支援センターで取りまとめたものになります。

いま現在の受任件数は102～103件あります。この相談件数のなかには受任している方との面談や電話相談、関係機関とのやり取りでしたり、後見人等が銀行に行くことや契約業務にあたること、そういったものが全て入っております。併せて新規相談として受任してもらえないかというもの、制度について教えてほしいといったものも相談件数に全て入っております。

昨年度の実数はまだ取りまとめていないですが、おおよそ年間、新規で10名程度の方が受任につながります。

○小川委員

相談件数の全てが制度利用に関する相談と勘違いしておりました。ありがとうございました。

○佐藤会長

私から少し補足しますと、継続相談の件数が多く、新規相談が増えつつありますが、職員の数と後見制度につながる数では、職員の数の方が圧倒的に足りず、これ以上受けられない状態が続いているという中での受任件数だということです。

全部の新規相談が制度利用に繋がるわけではないですが、全部繋げると今の職員体制では難しいと思います。

○野口委員

今の職員体制ですが、事務局の職員は正規職員が5名と非常勤の方1名でやっております。

「PACの回線はなかなか繋がらないね」と言われることもありますが、電話相談が多いことで繋がらないこと、回線を増やしても訪問や面談で出してしまうと電話を取る者がいないという事情で回線を増やせないという状況です。

○森本副会長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

○山本委員

社会福祉士会の山本と申します。

地域包括ケア推進課が市民向けに講座を開催しておりますが、実際に市民が成年後見人として活躍されている方は増えているのでしょうか。それとも、制度について勉強したいという希望の方が多いのでしょうか。

○野口委員

昨年度の権利擁護サポーター養成講座参加者39名のうち11名の方はPACガーディアンズで後見活動をしたいと登録してくださりました。

登録後に必ず面談させていただくのですが、8名は面談済みで、そのうち5名の方は実働していただいています。また来月からお願いする方も1名おり、昨年度の登録者においては6名に実際に後見支援センターで後見活動を担っていただく状況です。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

地域包括ケア推進課としては、整理番号2番の市民向けの講演会と、整理番号27番の権利擁護サポーター養成講座を一般市民向けに行っております。

整理番号2番につきましては成年後見制度の知識を学んでいただくものとなっております、年間132名参加していただきました。実際に活動したい方につきましては整理番号27番の権利擁護サポーター養成講座にご参加していただき、地域の見守り活動や先ほど野口委員がお話していただいたように法人後見の事務執行者等、日常生活自立支援事業の生活支援員になっていただいているような形になります。

○佐藤会長

こちら私も私のほうで少し補足いたします。山本委員がおっしゃった市民後見人というのは、いわゆる狭義の意味での市民後見人で、市民の方が実際に後見人になるという活動です。船橋地域ではそういう方はほとんどいないと考えていいと思います。

野口委員がおっしゃったのは、法人後見の事務執行者という形で、直接市民後見人になるという働き方ではないということです。PACガーディアンズの対象は障害者が中心で、障害者の後見を市民後見人が受任するということは多くないというのがあります。

現在、船橋市社会福祉協議会は法人後見をやり始めていますので、今後社会福祉協議会の事務執行者から市民後見人として市民が受ける、という人が出てくるかどうか、今はまだわかりません。また、制度変更も出てきますので、今後の予測はつかないです。裁判所のほうから補足の説明があればお聞きしたいところでございます。

○森本副会長

ありがとうございます。裁判所から補足はございますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

数値は本日持参してないのですが、船橋市社会福祉協議会が後見人をされているケースで、市民後見人の方を合わせているケースはなかったと認識しておりますが、よろしいでしょうか。他市ではありますが、船橋市ではないという認識です。

○佐藤会長

船橋市ではないです。千葉県内では千葉市社会福祉協議会ではあるとは聞いています。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

船橋市社会福祉協議会は単独選任で、社会福祉協議会プラス市民後見人の複数後見はないという認識です。今後はどうなるかはわかりませんが、現時点での説明は以上となります。

○森本副会長

ありがとうございます。そろそろ次の議題のお時間ですが、最後に聞いておきたい事がありましたら、お願いします。

○河野委員

司法書士の河野です。

地域包括ケア推進課の市長申立ての件数24件と記載がありますが、実際に申立てをした後、最終的な審判で後見人は就いていますでしょうか。

○地域包括ケア推進課 國島

はい、裁判所で審判いただいて後見人が就いた件数です。

○河野委員

市長申立てで、司法書士のリーガルサポートに裁判所から推薦依頼がきたが厳しい案件が多く、誰もやってくれないというケースがあります。謝絶という形で返してしまうケースも散見されるが、その後どなたかやってくださっている形になっているのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

基本的には就いていないケースはございませんので、家庭裁判所様の方から三士会などにいただいているのかと思います。市長申立てなのでどうしても厳しい案件は多いというところでございます。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

具体的な例はすぐに思いつきませんが、裁判所の事案として、リーガルサポート様に推薦依頼させていただいて、謝絶ということであれば、ばあとなあ様やコスモス様に依頼をかけさせていただくということをすることはあります。その結果、推薦された方に就いていただいたということはあるかと思えます。

○森本委員

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

ではここから会長の方に引き継ぎたいのですが、よろしいでしょうか。

○佐藤会長

はい、遅刻してしまい申し訳ございませんでした。

先ほどの河野委員から質問のあったケースについてですが、謝絶するケースが散見されているということですが、お断りされる方が時々いらっしゃるという事で、裁判所が苦勞するところかと思えますが、後見の審判が全く就かないというケースはないと認識しております。

議題2、第2期計画の策定というところに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

議事（2）第二期計画の策定について

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

議題の2、第二期計画の策定について事務局の方から説明させていただきます。資料2と資料3をお手元にご用意ください。

第二期船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定について説明させていただきます

す。

この成年後見制度の利用促進基本計画についてですが、本市では令和4年3月、権利擁護支援の推進や地域連携ネットワークの構築のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、令和4年～令和8年の5か年の計画として船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。この計画に沿って、議題1の事業評価にあるような事業を実施してまいったというところでございます。5か年計画ですので令和9年度からの新たな計画として、第二期船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定を行う必要があります、検討を進めていきますというものでございます。

今の国の動向についてご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、簡単にご説明させていただきますと、平成28年に成年後見制度利用促進法ができ、国では第一期計画が策定され、今現在は第二期成年後見制度利用促進基本計画として進行しているところでございます。

国の第二期計画の内容としましては、資料2にありますとおり、地域共生社会の実現に向けて尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進がテーマとして掲げられています。

本人らしい生活と地域社会の参加というところが大きなポイントになっており、計画の項目としては、他にもございますが、成年後見制度の見直し、総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどが挙げられているところでございます。

資料2の下部は第2期促進計画のイメージ図となっております。

高齢者支援、障害者支援、生活困窮者、ここには子供の分野も入っておりますけれども、また地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク、こういった地域共生社会の実現を基本的な考えとして第二期計画が作られております。

裏面をご覧ください。

今現在の動きについて、成年後見制度については「他の支援による対応の可能性も踏まえ、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」という指摘が、第二期計画でされており、この内容を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しの審議が行われているという状況でございます。

さらに、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」では、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」旨の指摘がされております。この他、地域共生社会のあり方検討会議や社会保障審議会福祉部会において成年後見制度や中核機関の在り方について話が言及されておまして、社会福祉法の改正にこれらを踏まえていくという話が行われている状況でございます。

船橋市の第2期計画策定は、まだ国の動向が色々固まっていない状況の中で、国を横

目に見ながら進めていきますが、現在、関連する船橋市の他の計画と一体化が可能かを検討中です。今までのように単独計画で策定するかどうかの協議を市役所庁内で行っており、結果は改めて報告させていただきますが、計画の策定につきましては、権利擁護支援等推進協議会で行わせていただきたいと思いますと思っております。

庁内においては、担当課の地域包括ケア推進課にて事務を進め、必要に応じて意見照会やワーキンググループ開催を実施し、庁内素案を作成したうえで、協議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

資料3、今後のスケジュール案をご覧ください。来年度は資料のとりのスケジュールで考えております。この協議会は毎年2回開催していたところですが、令和8年度につきましては計画作成の年ということとで、年4回の開催を予定しております。

第3回につきましては開催時期に幅がありますが、第1回、第2回の策定の進捗によって時期を検討させていただきたく、8月から11月の間での開催となっております。

その後パブリックコメントの実施を経て、年明けに計画策定の承認をいただく流れになっております。

計画の説明については以上になりますが、計画策定に係る事務の部分について、担当の今泉より説明させていただきます。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局今泉より説明させていただきます。資料が変わりまして、資料4「船橋市成年後見制度利用促進基本計画 第一期計画評価 中間とりまとめ」についてご説明します。

こちらの表は現行の船橋市成年後見利用促進基本計画を進める中、これまでの総合的な進捗を確認するとともに、新たな課題を抽出し、次期計画策定の参考とすることを目的としています。

表内「令和7年度の現状」の項目には、計画にある、取り組みに関する実施状況などを記載し、その右の項目に課題や将来に向けて予測される問題点、今後の展望について記載します。お配りしたものについては庁内で確認したものを先に記載しております。

内容については記載のとおりですが、例として、地域包括ケア推進課では、現状として、成年後見制度に関する各講演会を実施しており、毎回一定数の参加者がおりますが、成年後見に係る中核機関への相談者数は減少しています。このことについて、制度理解の需要が一定程度はあり続けるため、広報活動は継続して行うこと、併せて、中核機関の周知方法など整理することを課題や展望として記載しております。

この後のお時間で、委員の皆様からご意見等を頂戴し表内に記載、完成させてまいります。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。大きな制度改革が予定されていますが、これまでのところ事務局である中核機関が3名体制でやっておりまして、人数が少ないなかで船橋市はこれまでよくやってきているという評価になると思うのですが、それを踏まえてさらに船橋市として次期計画を作らないといけないという事になっております。

中身については庁内体制の整備を含めて進めているというところになりますけど、事務局の説明につきまして委員のほうから何かご質問やご意見はございますか。

今後、国の方で制度改革を行う事についてはご承知の方が多いかと思いますが、成年後見制度の改正につきましては、法制審議会で進捗が図られておりまして、来年度か、その翌年には法制化が見込まれ、その内容は既に中間試案として公表されているところです。

また、社会福祉法の改正も行われる予定で、社会福祉審議会のほうで審議しているところで、ほぼ同時期に改正が行われるであろうと言われております。「中核機関」という言葉をそのまま残すのかどうかについても含め、揺れ動いており、社会福祉法の改正、共生社会論のなかで出てくるのは当初「新日自」と言われておりましたが、「新たな権利擁護システム」と呼ぶということも改正の内容になるかと思っております。

国の揺れ動きを見ながら船橋市としては次期計画をたてていくという状況がございますので、議論も難しい状況ではございますが、その状況である事を前提にして次期計画を立てるということで委員の皆様の意見を頂戴したいと思います。

何か意見はございますか。

社協が影響を受ける事は確実かと思っておりますが、社協としてどういう体制を組もうとしているのか、白鳥委員からご説明していただけますか。

○白鳥委員

社会福祉協議会の白鳥です。

「新日自」と言わないという事を本日初めて聞きましたが、「新日自」についてどういう体制をとるのかについては県の社会福祉協議会から話が出たり出なかったりという状況で、船橋市社会福祉協議会としても、どういった体制になっていくかという事についてまだ協議の段階に至っていません。国からまだ細かく示されていないということもあり、進められない状況と考えております。県の社会福祉協議会でも、来年度はそういった事業について見送るといった話もでておりまして、後1年ほどかけ検討していくと市社協のなかで話しております。

○佐藤会長

ありがとうございます。国では「新日自」から「新しい権利擁護システム」と呼び方

を変え、生活困窮やおひとり様問題を含めた対応をしていくと話を聞いています。それを社会福祉協議会が実施するのかどうか、全国的にどう考えたらいいか、悩ましいというのが現状かと思えます。

他、委員からご意見ご質問はありますか。

○山本委員

船橋市は成年後見制度に対して積極的に計画を立てて、千葉県内では早めに動いているという印象があります。千葉県南部では成年後見制度について議論もしていない所も見受けられており、船橋市が成年後見制度に関してリーダー的に引っ張っていただけると、千葉県としては良いのではないかと思っております。漠然としておりますが、船橋市から何か発信できるようにできたらいいと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。前回の協議会にて、船橋市はモデル事業に手上げしている状況との報告があり、現在実際にモデル事業が始まっているかと思えます。モデル事業は全国的にも少なく、船橋市は頑張っている方の市町村になるかと思っております。

その点ご説明はございますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

所管課が福祉政策課となっており、課が異なるため詳細な状況についてはご説明申し上げられないのですが、10月1日から船橋市身寄りのない高齢者等サポート事業が始まりまして、社会福祉協議会に委託をさせていただいて身寄りのない方の相談窓口を設置し死後事務サービスや、見守り安否確認サービス、入退院時の支援サービス等の支援パッケージサービスをつけた相談を開始しております。

○白鳥委員

社会福祉協議会の白鳥です。

10月1日から身寄りのない高齢者等サポート事業を市から委託を受け開始しました。相談件数は10月末までに140件程で、そのうち面接に進んでいるのは約40件でございます。当初想定していたのは身寄りがなく、持ち家がない方で残置物の処分の契約等を行うことと考えておりましたが、実際は持ち家を持っている方が大半で、家の処分については考えておらず、亡くなった際に火葬してもらいたい、持ち家は市に寄贈したい、市が何とかしてくれるのでしょ、といった相談を受け、ご説明をしております。

身寄りのないという定義については、行政とやり取り、確認をしながら進めています。絶縁状態であれば身寄りがないと言えるかと思えますが、疎遠である状況で、1年に1

回年賀状でやり取りしている状況はどうか、また、海外に住んでいるが連絡は取っているということで、物理的な距離で身寄りのあるなしを決めてもよいのか、日々対応に苦慮しています。

本事業はパッケージとして支援を行います、死後事務サービスを契約し、その後、見守り安否確認サービスが行えます。死後事務サービスの契約をするまでに公正証書遺言を作成していただくということで、それなりにハードルが高く、期間もかかってしまいます。10月に相談があり、11月に2回目の面談を行い、身寄りがないかのどうかの確認を行うため1か月に1～2回面接を実施し、徐々に進めていくため、契約を結ぶまでに3か月程から6カ月の期間がかかると説明させていただいております。

相談者の年代としては80代の方の相談が44%、70代の方が38%、60代の方が12%となっております。

○佐藤会長

ありがとうございました。今のような現状につきまして委員の皆様ご意見はございますか。

委員の皆様のご意見を聞きながら、事務局で次期計画の検討を始めていくもので、こういったものを入れてはなど、ご意見がございましたら承りたいと思っております。

○河野委員

司法書士の河野です。大卒については分からないのですが、資料4報酬助成について「厚労省通知では成年後見制度利用支援事業における助成対象について拡大が求められており今後精査していく必要がある」と記載しておりますが、具体的にどのようなことか教えていただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

事務局國島です。資料が手元になく、詳細なご説明は出来かねますが、成年後見利用支援事業は申立て費用の助成と後見人への報酬助成の2つが含まれており、厚労省事務連絡にて、その範囲を拡大し利用しやすいようにとの通知がきております。船橋市としてどうするか、というところまでの議論には至っておりませんので今後の検討する課題となっております。

後見人の報酬助成については他市と比較し、広めに捉えておりますので、申立て費用の助成をどうしていくかがポイントになってくるのではないかと考えております。

○河野委員

ありがとうございます。申立てについては法テラスで行っている方もいると思います

が、対象にならない方が申立て費用の件で苦勞されることなので、おそらくその部分がまかなわれるのかなと思いました。ありがとうございました。

○佐藤会長

事務局から説明のありました報酬助成について、市町村によっては助成要件を市町村長申立てに限るとするところも多く、比較して船橋市は要件を広めにとっているところかと思います。

他の委員の皆さんいかがですか。

○小川委員

コスモスの小川です。後見人に対しての専門職相談を利用させていただきたいと思ったのですが、いま後見人に対しての周知方法が家庭裁判所から審判が降りた時のチラシが入るだけになっていますので、審判から期間が開いている後見人に対してもう少し周知する機会を作っていただければ助かるかと思っています。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

事務局國島です。

改めて相談体制の説明をさせていただきますと、船橋市では専門職相談という医師や弁護士等からアドバイスをいただく相談体制があります。相談希望がございましたら専門職の日程調整を行い、後見人へ助言をいただく体制をとっております。

また、権利擁護支援定例会議という事例検討の会議を行っており、議題1で課題としてあげましたが、包括支援センターからの事例が多く、後見人から使っていただけないという状況がございますので、利用しやすい形を今後検討していきたいと考えております。

○佐藤会長

ありがとうございます。他の委員のみなさまいかがですか。

○森本委員

弁護士の森本です。議題1 成年後見制度利用促進基本計画の進捗確認シート評価でありました、資料1 整理番号1 2、権利擁護支援定例会議のところで受任者調整機能が想定されているのですが、まだ機能していないところもありますので、次期計画にあり方等盛り込んでいく必要があるかと思っています。

民法改正の絡みや「新たな権利擁護システム」については、計画を立て始める時期が4月からという事ですので全容や運用がどうなっていくか分かる前から計画を立てていけないといけないのは明らかですので、柔軟に対応できるように盛り込んでいくしか

ないのかなと思います。以上二つの意見となります。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

おそらく次の民法改正で、後見人のスポット利用が可能となることが想定され、受任調整について準備しておくことが重要かと思われます。ご意見ありがとうございます。

○佐藤会長

その点表現が難しいですが、何とか計画の中に落とし込んでいくということになるかと思います。

ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。

身寄りのない高齢者等サポート事業が開始したということですが、基本計画もやはり高齢者が中心になってしまう事を感じました。障害者の方で身寄りのない方もいらっしゃいますし、そういった方の相談支援等についても考えていかないといけないため、組み込んでいただきたいと思います。後見ではない支援ということも今後出てくるので、障害のある方も利用しやすい形にしていいただければという意見です。

○佐藤会長

ありがとうございました。事務局のほうで受け止めていただくようよろしく願いいたします。国は高齢者・障害者の区別をしておりませんので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

不確定な話ですが、法制審議会でも民法改正にあたり今の民法の中にある、「ご本人の意思の尊重」というものを「意思決定支援」に替えていく、という話はほぼないと側聞しています。これは民法の基本的な性格から見て難しいということで、それは私もそのように思いますが、ではどこでそれをやるかっていうと、社会福祉法の改正ですね。さきほどの「新日自」でやっていこうという話でした。

民法改正と社会福祉法の改正、両方の動向をみながらこの2点を踏まえて、船橋市の基本計画を立てていかなければならないので、委員の皆様のご協力ぜひともよろしくお願い致します。

また、船橋市の計画として、成年後見制度改革の後の制度利用についてどこまで市として、裁判所に協力していくのかということも重要なことかと思えます。裁判所でも大変な話になっていることかと思えます。

民法改正後、新制度となった場合、既存の利用者が新制度に移行されることが想定さ

れます。現在の利用者数は25万人いますが、新制度はご本人の同意を基本としますので、意思確認をしなければならない、この25万人の意向確認を家庭裁判所が行うとなると、どれくらいの時間を要すのか目途もたたないところですが、船橋市として家庭裁判所に協力を行うのか不明であります、そういった事を含め計画をたてる必要があるのかどうかも議論が必要かと思えます。

家庭裁判所からなにかございますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

類型など様々な案が、法制審議会より話が出ておりますが、詳細はまだ決まっておらず、市川出張所内で議論ができていないので、現時点でお答えできることはない状況です。

○佐藤会長

3類型を維持しないというのは決まっており、1類型となる方向性で「どのような利用の仕方をされますか」ということをご本人に確認し、意思を尊重しながら移行していくということを私は伺っております。

丁寧な制度利用を図っていく事は決まっているが、どのようにやっていくかはまだ見えていないという状況かと理解しています。こういった内容を船橋市の計画に入れるのは難しいかとは思いますが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

事務局からは何かありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 國島）

現時点で定まっていないため、申し上げられることはありませんが、次期計画は皆さまの御意見をいただきながら検討して参りたいと思えます。

○佐藤会長

色々とわからない状況で、我々は来年度計画を策定しなければいけないということかと思えます。

他の委員の皆様何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

ありがとうございます。いただいたご意見を落とし込みさせていただき、中間とりまとめ表を確定いたします。

確定後は議事録と共にホームページに掲載する他、次期計画策定の参考にさせていただき、こちらをもとに素案の策定を行ってまいります。追加や修正などがございましたら、確定前までに事務局までご連絡いただきたくお願いいたします。

内容の確認等につきましては改めて事務局よりご案内させていただきます。以上です。

○佐藤会長

何かご質問ご意見はございますか。

他にないようでしたら議題3に移らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

議事（3）その他

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

続きまして議題3、その他として、資料5令和8年度の取り組みについて、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

こちらは令和8年度の取り組み内容や予定等を示した資料となっておりますので、ご確認ください。

こちらのスケジュールは毎年提示しておりますが、協議会の実施については基本計画の策定スケジュールに記載しています。他、内容について昨年度から大きな変化はございません。

なお、次年度において専門職向け研修は福祉等の支援者を対象としています。今年度においては後見人を対象とした研修を年明けの開催を目指して調整しております。

議題3については以上です

○佐藤会長

ありがとうございます。次年度の取り組みについて、委員の皆様からご質問ございますか。裁判所から補足事項等ございますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 新井主任書記官

特にございません。

○佐藤会長

他の委員はよろしいでしょうか。本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございます。事務局のほうから連絡があればお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

はい。事務局でございます。

本日はお忙しい中、令和7年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。3点事務連絡をお伝えいたします。

本日の議事録につきましては、作成次第、委員の皆様にもメールにて校正を依頼させていただきますので、ご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。

次回の協議会につきましては来年度の4月頃を予定しております。近くなりましたら開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日車でお越しの方がいらっしゃいましたら無料処理をさせていただきますので、事務局までお申し付けください。事務局からは以上です。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。本日の議題は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(閉 会)